

## 生徒心得（生徒手帳から一部抜粋）

学校は、家庭や社会の教育と異なり、学習を組織的・系統的に行うとともに、規律ある集団生活をするための教育機関です。

本校の生徒は、教育目標に沿って人間愛を高め、自己を向上させるとともに、自由は厳しい自律や真理を求める謙虚な精神をとおしてのみ実現するということを自覚しなければなりません。さらに、教職員の指導のもとで、教養と健康、個人と集団の調和を求め、創造性を培い、連帯性を重んじ、自己の人格の形成に努めなければなりません。

### （１）生活心得

- ①（時 間）時間遵守の習慣をつける。
- ②（挨拶）お互いに挨拶を交わし、親しみのある人間関係を作る。
- ③（行 動）高校生であることを自覚し、品位と節度のある行動をする。
  - a. 好ましくない遊戯場や飲食店などへ出入しない。
  - b. 暴力、飲酒（アルコールテイストのノンアルコール飲料も含む）、喫煙（電子タバコも含む）、賭け事などは厳禁する。
  - c. その他、高校生として好ましくない行動をとった場合は、特別指導の対象とする。

### （２）登下校の心得

- ①（登 校）午前 7 時 45 分から午前 8 時 30 分までの間に登校する。
  - ㊦時差登校実施中の登校時間は、次のとおりとする。  
午前 8 時 30 分から午前 9 時までの間に登校する。
- ②（早朝登校）原則として許可しない。部活動、生徒会活動及び HR 活動などで早朝登校をする場合は許可を得ること。なお、早朝登校は関係教職員の指導のもと、午前 7 時 30 分以降の活動とする。
- ③（休日登校）土曜、日曜及び祝日の登校は、原則として許可しない。事情により登校する場合、関係教職員の指導のもとで活動すること。
- ④（長期休業中の登校）別に定める。
- ⑤（通 学）交通規律を守り、事故を起こさないよう注意すること。
  - a. 自転車通学をする場合、学校が指定したラベルを通学用自転車に貼付すること。  
ラベルは、後輪の泥よけの末端（泥よけがない場合は、後方からみてよく見える位置）に貼付する。また、校内の指定された駐輪場を利用すること。
  - b. 自転車を使用する際は、並列走行（横並び）、傘差し運転、二人乗り、運転中の携帯電話等の操作、イヤホンの使用、夜間の無灯火、整備不良などは厳禁である。  
法令を遵守し、安全運転を心がけ、マナーに気を配ること。
  - c. 自動車及びオートバイを通学に使用することは禁止である。休日または帰宅後においても、学校周辺に乗ってきてはならない。また、学校周辺に放置してはならない。友人等の自動車及びオートバイで送迎を受けることや、同乗することも禁止である。

怪我等により、やむをえず家族が自動車等で送迎する場合には、必ず事前に届け出ること。

⑥（外出）登校後，放課後までの間は外出禁止とする。事情により外出する場合は許可を得ること。また，必要に応じて提示できるように生徒手帳を携帯すること。

⑦（下校）下校時刻は，次のように定める。

a. 月～金……午後5時

⑧（居残り）下校時刻後に居残りをする場合は許可を得ること。また，関係教職員の指導のもとで活動するものとし，午後6時30分を超えてはならない。なお，学校行事の場合は，実施要項に定める。

### （3）服装の心得

①（制服）学校指定のものを着用すること。また，制服を改造してはならない。

②（正装）

男子…制服上下，指定の正装用男子用ネクタイ及び白無地のワイシャツ。

女子…制服上下，指定の正装用リボン及び白無地のワイシャツ。

なお，女子が正装にスラックスを着用する場合は，女子用のオプションネクタイを正装とする。

③（登校時の服装）

a. 儀式及び学校で指定した日は，男女とも正装を着用する。ただし，始業式，終業式についてはこの限りではない。

b. 年間を2パターンに分類し，以下のとおりとする。

《5月～11月》

制服上下と白無地のワイシャツを着用し，ネクタイ及びリボンは着用しなくてもよい。ネクタイを着用する場合，男子は男子用ネクタイ，女子は女子用ネクタイを着用する。ブレザーは着用しなくてもよい。

ワイシャツの上に，ベスト，セーター，カーディガンのみの着用も認める。また，指定のポロシャツ着用も認めるが，ポロシャツの上に，ブレザー，ベスト，セーター及びカーディガンの着用は認めない。

《12月～4月》

ブレザー必着期間とする。ブレザーの下に，ベスト，セーター及びカーディガンの着用は認める。冬季には，コート等の防寒着の着用を認める。ただし，防寒着を着用する場合は，ブレザーを着用しなければならない。ネクタイ及びリボンは着用しなくてもよい。

《ベスト，セーター，カーディガン》

無地（模様のないもの），色は黒，紺，白，茶及びその淡色に限る。オーソドックスなデザインのVネック（V首）及びラウンド・ネック（丸首）とする。ライン，網目模様及び商品マーク入り（許容範囲あり）は認めない。

《コート類》

無地（模様のないもの），色は黒，紺，白，茶及びその淡色に限る。ファスナー，ボタン等の『前開き』のものとする。『前閉じ』は認めない。ダッフルコート、

Pコートなどのコート類，ダウン，ベンチコート，フリース及びトレーナー生地は認める。また，部活動等の校名入り防寒着も認める。

- ④（履物）次のように定める。
  - a. 上履及び体育館履は，学校指定のものを使用すること。
  - b. 通学靴は，短靴を原則とし，高価でないもの及び華美でないものに限る。
- ⑤（頭髪）パーマ，脱色及び染色など，手を加えてはならない。
- ⑥（異装）事情により，異装する場合は，許可を得ること。
- ⑦ 装身具（ピアス，ネックレスなど）を身に付けることや，化粧をしてはならない。

以上